

業務継続計画

(特別養護老人ホーム桃源の家)

総則

(1) 基本方針

施設・事業所としての災害対策に関する基本方針を記載する。

1. 人命の保護を最優先し、利用者及び職員の生命と安全を確保する。
2. 継続的、安定的なサービスの提供。
3. 財産の保全。
4. 地域の災害拠点として、有する機能を発揮する。
5. 災害時にも中断が許されない通常業務の継続・再開に努める。

(2) 推進体制

平常時の災害対策の推進体制を記載する。

主な役割	部署・役職	氏名	補足
全体統括(責任者)	施設長	松島千恵里	
取りまとめ役	副施設長	中井いづみ	
情報収集	施設長	松島千恵里	
介護担当	介護課長	森脇麻里	
看護担当	副施設長	中井いづみ	
給食担当	厨房課長	高垣桂子	
設備インフラ担当	介護課長	森脇 麻里	

(3) リスクの把握

①ハザードマップなどの確認

〈別紙巻末に添付〉

近隣地に内用ため池があり、大規模地震の発生により決壊する可能性がある。
当地域に災害を及ぼす自信として、南海トラフで発生する巨大地震の発生確率 30 年以内で 70%から 80%となっている。また過去県内石見地方を震源（1872 年はまだ地震マグニチュード 7.0～7.2 等）MP 何度か発生し、大きな被害が発生していることから、地震による災害発生は十分想定される。また、立地上では、土砂災害などの危険性は低いですが、近年の大風の大型かにより、暴風雨等による建物の損害や停電のリスクは高まっている。

- ・ 近隣の危険区域の確認。
- ・ ハザードマップの見直しが行われれば、定期的に確認し差し替える。

②被災想定

大きな被害が予想される災害について、自治体が公表する被災想定を整理して記載する。

【邑南町の被災想定】

【自治体公表の被災想定】

島根県地震・津波被害想定調査報告書（出所：島根県平成 30 年 3 月）を基に被害想定を行う。

想定地震は邑南町に最も被害を及ぼすとみられる「島根県西方沖合断層の地震」、震度 6 弱を想定する。

交通情報

道路：特に大規模な損害は想定しない

橋梁：特に大規模な損害は想定しない

鉄道：関係しない

ライフライン

上水：被害数 64 箇所 影響世帯 1 日後 1,240 世帯、2 日後 1,197 世帯、7 日後 1,136 世帯

下水：被害延長 4 km、影響人口 260 人

電気：停電件数 22 件

ガス：被害想定なし

通信：被害想定なし

【自施設で想定される影響】

地震災害（震度 6 以上）による 3 日程度のライフラインへの影響を想定する。

停電及び断水（上下水道）による期間を 3 日間とする。

	当日	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
(電力)	自家発電機 →			復旧	→	→	→	→	→
電力	平時の 1/3～2/3								
EV									
飲料水	備蓄飲料水の活用			復旧					
生活用水	敷地内のため池、貯水の活用			復旧					
ガス	代替設備 で対応	通常ど おり	通常 どおり						
携帯電話	利用制限			利用					
メール	通常通 り	上記同 様							

※通信 … NTT「171」「web171」、LINE、Twitter、Facebook の活用

※発電設備(H24.3) … 燃料種類：軽油、容量 385 ㍓(1H38.5 ㍓の使用、フル稼働 10H)

(4) 優先業務の選定

① 優先する事業

複数の事業を運営する施設・事業所では、どの事業（入所、通所、訪問介護など）を優先するか（逆にどの事業を縮小・休止するか）を法人本部とも連携して決めておく。

<優先する事業>

- (1) 入所サービス
- (2)
- (3)

<当座停止・縮小する事業>

- (1) 短期入所（送迎依頼があるケース等）
- (2)
- (3)

② 優先する業務

上記優先する事業のうち優先する業務を選定する。

対象期間は発生から3日を想定。

入居者・利用者の生活機能を維持するための業務を優先する。

優先業務	必要な職員数			
	朝	昼	夕	夜間
排泄介助	11人	11人	11人	6人
食事介助	11人	11人	11人	6人
与薬介助	6人	6人	6人	6人
	人	人	人	人
	人	人	人	人

(5) 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し

事業継続をより一層確実に行うために現状の課題と実施すべき事項を整理する。

検討部署	区分	項目	課題内容	対応の方向性	関係部	目標完了期限
介護部門	地震 水害	体制整備・強化	詳細な役割分担が決められているか、訓練ができているか	各ユニットの詳細な役割分担を定める	看護及び他職種	R4年3月
看護部門	地震 水害	体制整備・強化	詳細な役割分担が決められているか、訓練ができているか、スムーズに与薬介助ができるか	詳細な役割分担を定める	介護及び他職種	R4年3月
厨房部門	地震 水害	備蓄	非常食の備蓄は整っているか、どのように提供するか	非常食の材料のできる献立をあらかじめ3日分作成しておく	介護及び他職種	R4年3月

① 研修・訓練の実施

訓練実施の方針、頻度、概要等について記載する。

原則毎年11月に災害（主に地震）を想定した法人全体の訓練を実施する。

- ・机上のシミュレーション訓練（地震想定訓練）を毎年1回以上計画的に実施する。
- ・訓練内容（効果的なシナリオの作成）や参加者は防災規程における在外対策本部メンバーが企画し、実施する。
- ・災害に対する備えが十分であるかの定期チェックを行う。
- ・訓練の実施状況は、推進対策チームにて記録を取り保管する。

*訓練が一過性で終わらず、継続して実施することを担保する。

② BCPの検証・見直し

・11月の災害訓練実施後、災害対策本部メンバーが、BCPの内容や災害対策の取組を総括し、問題点を洗い出し、課題を明確にいたうえて、BCPの見直し及び翌年度の訓練への反映を行う。

*継続してPDCAサイクルが機能するよう記載する。

2 平常時の対応

(1) 建物・設備の安全対策

① 人が常駐する場所の耐震措置

場所	対応策	備考
柱/壁	新耐震基準対応済み	
施設外	強風等で飛ばないように固定または収納する。整理整頓と定期的点検の実施	
入居者共有スペース	テレビ、神棚、その他、高所に飾っているものの転倒、転落防止措置。	
厨房機器	耐震措置となっている。	
厨房倉庫（備品棚）	一部耐震対策を講じている。	
事務所	一部耐震対策を講じている。整理整頓。	
居室	テレビ、据え付け家具などの転倒、転落防止のための措置。	

② 設備の耐震措置

対象	対応策	備考
給水タンク	耐震業者点検済	保守委託による
ボイラー設備	ボルト固定強化実施済	保守委託による
発電設備	定期的に保守点検実施	保守委託による
変電設備	定期的に保守点検実施	保守委託による
消火設備	定期的の保守点検実施	保守委託による
空調設備	定期的に保守点検実施	保守委託による
防火扉	定期的に保守点検実施	保守委託による

※設備等に関しては、定期的な日常点検を実施する。

③ 水害対策

対象	対応策	備考
浸水の危険性の確認（屋根材の劣化、破損などを含む）	原則毎月定期的な点検を実施	必要に応じ業者による点検を実施し、修繕要否を確認
外壁のひび割れ、欠損、ふくらみによる浸水危険性の確認	原則毎月定期的な点検を実施	必要に応じ業者による点検を実施し、修繕要否を確認
暴風雨による窓ガラス、塀などの破損、外壁の留め金の破損の危険性の確認	原則毎月定期的な点検を実施	必要に応じ業者による点検を実施し、修繕要否を確認
周囲に飛散する可能性のある者の設置	原則毎月定期的な点検を実施	

(2) 電気が止まった場合の対策

被災時に稼働させるべき設備と自家発電機もしくは代替策を記載する。

稼働させるべき設備	自家発電機もしくは代替策
医療機器、情報機器、冷蔵庫 照明機器、冷暖房機	<自家用発電設備対応エリア> ・消火ポンプ ・スプリンクラー ・廊下間接照明 ・各非常灯 ・共同トイレ *最長連続 10 時間対応可能 ・事務所内 ・各ユニット一部コンセント ・医務室 ・厨房内

(3) ガスが止まった場合の対策

被災時に稼働させるべき設備と代替策を記載する。

稼働させるべき設備	代替策
暖房機器	毛布、灯油ストーブ、ファンヒーター（自家発電使用）
調理機器	カセットコンロ、ホットプレート（自家発電使用）
給湯機器	入浴中止し、清拭とする。

(4) 水道が止まった場合の対策

被災時に必要となる飲料水および生活水の確保を記載する。

飲料水

<ul style="list-style-type: none"> ・備蓄品の飲料水（令和 5 年 3 月末現在） 500ml ペットボトル 1008 本（最低 1 人あたり 3 本×3 日分） 12 ㍓ボトル×8 個 ・給水車による配給 ・貯水槽内の水を使用
--

生活用水

<ul style="list-style-type: none"> ・貯水槽の活用（36.00 m³×2 槽） ・ポリタンクを準備する。18ℓ 10 個
--

*貯水槽を活用する場合は容量を記載。ポリタンクを準備する場合は容量と本数を記載。

(5) 通信が麻痺した場合の対策

被災時に施設内で実際に使用できる方法（携帯メール）などについて、使用可能台数、バッテリー容量や使用方法等を記載する。

→ 携帯電話／携帯メール／PHS／PCメール／SNS 等

<ul style="list-style-type: none"> ・停電時は自家発電にて事務所内 PC は最長 10 時間まで使用可能にて携帯メール使用。（使用可能台数 7 台） ・バッテリーを最低 3 日間の停電に対応できるように準備する。

(6) システムが停止した場合の対策

地震によるPC破損によるデータ消失の危険性がある。

- ・介護システム：クラウド方式
- ・システムが停止した場合に手書き等で作業すべき業務の洗い出しを行う。
- ・(データ)災害発生時等データの保証はされない為、データバックアップの運用徹底が必要、定期的なバックアップをとること。

(7) 衛生面（トイレ等）の対策

① トイレ対策

【利用者】

・簡易トイレ物品（袋式）の使用及びオムツ対応とする。

【職員】

・トイレの使用が不可の場合は、備蓄品の簡易トイレ（袋式）を使用。

② 汚物対策

・排泄物や使用済みのオムツなどの汚物はビニール袋を使用し、衛生面に留意して施設内の汚物庫、施設外の汚物庫に保管する。最終的には専門業者への引き渡しを行う。

(8) 必要品の備蓄

被災時に必要な備品はリストに整理し、計画的に備蓄する（多ければ別紙とし添付する）。定期的にもリストの見直しを実施する。備蓄品によっては、消費期限があるため、メンテナンス担当者を決め、定期的買い替えるなどのメンテナンスを実施する。

【飲料・食品】

品名	数量	消費期限	保管場所	メンテナンス担当
飲料水 500ml	1,008 本	2024 年	備蓄倉庫	高垣課長
レトルト食	1,500 食		備蓄倉庫	高垣課長
冷凍パン	100 食		備蓄倉庫	高垣課長
インスタント食	50 食		備蓄倉庫	高垣課長
高カロリー食	530 個		備蓄倉庫	高垣課長
トロミ剤 (2k)	10 袋		備蓄倉庫	高垣課長
120 ボトル	8 個		相談室前倉庫	高垣課長

【医薬品・衛生用品・日用品】

品名	数量	消費期限	保管場所	メンテナンス担当
消毒用アルコール (10)	16本		医務倉庫	中井課長
液体ハンドソープ	160		医務倉庫	中井課長
次亜塩素酸	1200		医務倉庫	中井課長
簡易トイレ(袋式)	1200枚		備蓄倉庫	中井課長
アルコール消毒液 (500ml)	11本		医務倉庫	中井課長
カット綿	11箱		医務倉庫	中井課長
滅菌ガーゼ	7袋		医務倉庫	中井課長
包帯(1箱10枚)	13箱		医務室	中井課長
フィルム(箱10m)	7箱		医務室	中井課長
鎮痛剤	60個		ユニット・医務室	中井課長
ティッシュ	75箱		物品倉庫	中井課長
トイレットペーパー (48ロール)	4箱		物品倉庫	中井課長

R5.3月末時

【備品】

品名	数量	保管場所	メンテナンス担当
カセットコンロ	6台	各ユニット・厨房	森脇課長
毛布(ひざ掛け用)	25枚程度	各ユニット	森脇課長
懐中電灯	12個	各ユニット・事務所	森脇課長
ストーブ(ファンヒーター等含む)	8台	外倉庫・ユニット	森脇課長
ホットプレート	2台	各階	森脇課長
乾電池(単1~単4)	100個	事務所	森脇課長

(9) 資金手当て

<p>保険対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火災・落雷・破裂爆発 保険期間：1年 保険金額：200,000千円 ・風災・雹災・雪害 保険期間：1年 保険金額：50,000千円 ・地震保険の付保なし <p>現金対策</p> <p>小口現金による対応とする。</p> <p>○利用者加入保険内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対人対物賠償
--

- ・管理財物
- ・人格権侵害
- ・対人見舞費用
- ・事故対応費用
- ・経済的損害

3 .緊急時の対応

(1) B C P 発動基準

【地震による発動基準】

邑南町またはその周辺において、震度 6 以上の地震が発生し、被災状況や社会的混乱などを総合的に勘案し理事長が必要と判断した場合、理事長の指示により法人の BCP を発動し、対策本部を設置する。これにより事業所の BCP の発動をする。

【水害による発動基準】

記録的短時間大雨情報、大雨特別警報、土砂災害警戒情報等により河川の氾濫や土砂災害が発生し、その被災状況や社会的混乱などを総合的に勘案し、理事長が必要と判断した場合、理事長の指示により法人の BCP を発動し、対策本部を設置する。これにより事業所の BCP の発動をする。被災状況が限定的な場合は、法人の BCP は発動せず、施設長が必要と判断した場合、施設長の指示により B C p を発動し、事業所内に対策本部を設置する。

また、施設長が不在の場合の代替者も決めておく。

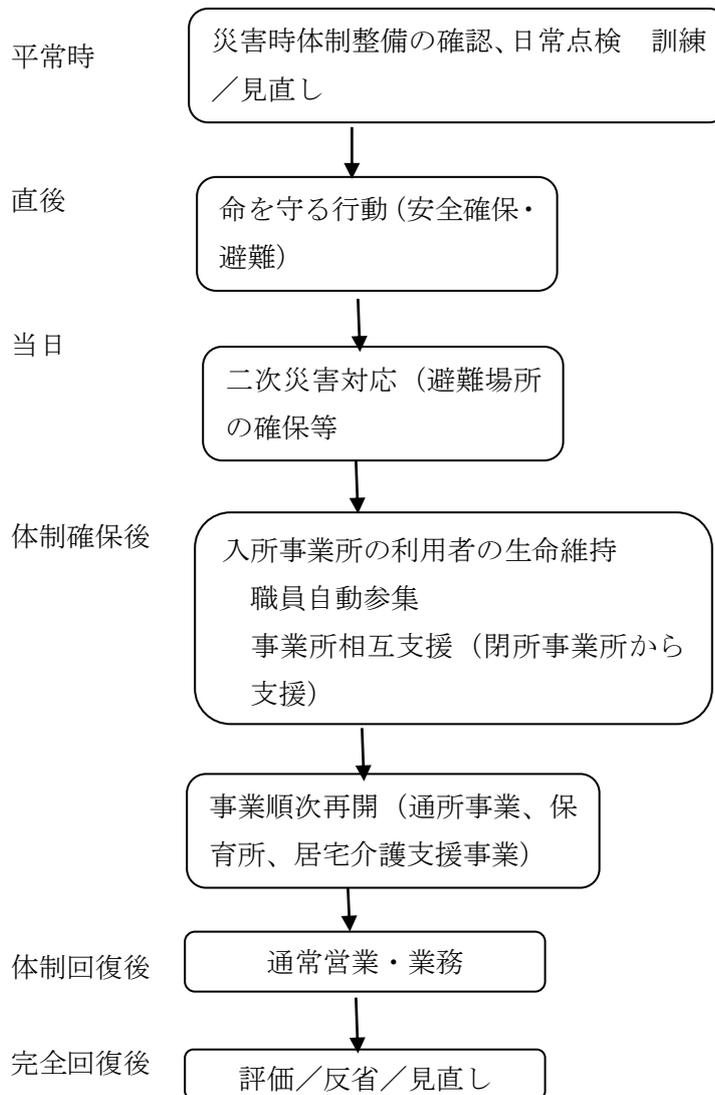
施設長	代替者①	代替者②
松島千恵里	副施設長 中井 いづみ	森脇麻里

(2) 行動基準

発災時の個人の行動基準は以下のとおり。

災害発生時の行動指針は防災マニュアルにより次のとおりとする。

- ① 地震及び利用者の安全確保
- ② 二次被害への対応（火災、建物倒壊など）
- ③ 入所系サービス利用者の生命維持
- ④ 法人内事業所間の連携と外部機関との連携
- ⑤ 情報発信



(3) 対応体制

法人全体として災害（地震を想定）が発生した場合、日中は事務局担当者が利用者の安否確認をする。

[災害対策本部]

指揮・・・理事長・事務局長

総務班・・・法人事務局員

情報収集（気象及び災害情報、利用者・職員の安否情報、職員参集状況）
各事業所・関係機関（優先は邑南町福祉課）への連絡・報告
法人事務局員の担当は以下のとおり。

事務局長：全体の被災状況把握、邑南町への被災状況報告

：気象情報収集、事業所建物等の被災状況把握

酒井課長：職員の安否確認（マメール発信・返信確認）、職員参集状況把握、役員の安否確認（マメール発信・返信確認）、役員への状況報告（マメール使用）

日野山：桃源の家、保育所利用者の安否確認及び酒井課長支援

乙原：香梅苑、希望の郷利用者の安否確認及び酒井課長支援

[桃源の家]

夜間対応

指揮・・・施設長

情報収集班・・・気象情報の継続確認、市町村や防災関係機関からの情報収集及び連絡等。
（行政と連絡をとり正確な情報収集に努める）

・入居者身元様へ状況の連絡

・活動の記録

（中井副施設長、市原生活相談員）

安全対策班・・・利用者の安否確認・避難誘導、施設設備の損傷確認

（森脇麻里課長・高垣桂子課長） 応援職種：看護師

—— **消火活動班**・・・火元点検、ガス漏れ点検、発火の際の初期消火

（森脇麻里課長） 応援職種：事務職・介護職・厨房職・看護師

—— **救護活動班**・・・負傷者の救護、応急措置、病院への搬送

（日野原係長、中村係長） 応援職種：介護員

—— **物資班**・・・備蓄物資等の準備・配布

（高垣課長） 応援職種：調理員、介護員

(4) 対応拠点（安全かつ機能性の高い場所に設置する。）

第1候補場所	第2候補場所	第3候補場所
特別養護老人ホーム桃源の家 事務室	法人事務局	いわみ西保育所事務室

(5) 安否確認

①利用者の安否確認

【安否確認ルール】

- ① 安否確認は安全対策班のメンバーが「確認シート」により実施する。
- ② 安全対策班のメンバーで担当するエリア（居室、食堂、浴室）事前に決める。
- ③ 居室エリアは「2ユニット」を1エリアとしてメンバーを配置する。
 - 1- A 寺脇伸係長
 - 1- B 秋田三奈係長
 - 2- A 松谷裕美係長
 - 2- B 秋田壮係長
 - 2-C 具路春美課長
- ④ 食堂、浴室
各ユニットリーダー・サブリーダーが担当する。
- ⑤ 安否確認の結果は施設長へ報告し、施設長も報告内容を「確認シート」に記録する。
- ⑥ 搬送中、送迎中の利用者については、運転手若しくは付き添い人が施設長へ報告する。
 - *各エリアを担当する安全対策班のメンバーは勤務シフト等を考慮し、複数名配置する。
 - *発災が夜間の場合の安否確認は夜勤者が実施する。

・各ユニット安否確認担当者(担当者不在の場合は次席者)は名簿にて負傷の有無等も含め施設長へ報告する。その報告結果を施設長は事務局へ連絡する。

【医療機関への搬送方法】

- ・施設車両にて救護活動班職員同伴のもと公用車を使用し搬送する(搬送先は以下のとおり)
 - ① 邑智病院
 - ② 大隅医院

*安否確認シートを以下の様式で作成する。

利用者氏名	安否確認	容態・状況
	無事・負傷・死亡・不明	

②職員の安否確認

地震発生時の職員の安否確認方法は、法人事務局（総務半）が原則マメールにより職員全員に対し、一斉に実施する。確認結果は施設長へも送付する。

[メール発出時間の基準]

発災が夜間の場合 4月～9月 午前6時ごろ 10月～3月 午前7時ごろ

発災が日中の場合 発災後1時間以内

【施設内】

・職員の安否確認は、利用者の安否確認と併せて、原則安全確認班のメンバーが担当エリアごとに実施する。安全確認半のメンバーが点呼により確認し、施設長に報告する。これを受け施設長は事務局へ報告する。

発災が夜間の場合は、安否確認半のメンバーがいない場合は安否確認班のリーダーが携帯電話もしくは携帯メールにより夜勤職員の安否を確認する。

【自宅等】

・全職員を対象にマメールにより一斉に安否確認を実施する。メールの内容は「職員及び家族の安否」「自宅などの被災状況」「出勤の可否」とする。

尚、マメールが使用できない職員は事前に法人事務局に申し出て、その他の確認方法を明確にしておく。」

その他の確認方法として、「NTT 災害用伝言ダイヤル」「Web171」とする。

防災マニュアルでの緊急連絡網での安否確認は各職員の状況把握が伝達と共に不正確となるため使用しない。

総務班は安否確認の結果を「職員の安否確認シート」により記載し、事務局長へ報告する。また、同結果を各事業所長へ PC メールで送付する。

*職員安否確認シートを以下の様式で作成する。

職員氏名	安否確認	自宅の状況	家族の安否	出勤可否
	無事・負傷・死亡・不明	全壊・半壊・問題なし	無事・死傷者有	可能・不可能

(6) 職員の参集基準

発災時の職員の参集基準を記載する。なお、自宅が被災した場合など参集しなくてもよい場合についても検討し、記載することが望ましい。

・事業所までの移動は、必ず無理をせず安全確保を優先する。自身及び家族が負傷した場合や自宅に被害がある場合、または子供・要介護者等の配慮しなければならない場合は自宅の対応を優先する。

◆震度 5 以下の地震が管轄地域で発生した場合(日中及び夜間)
施設からの指示があった場合はその指示に従う。

警戒レベル/震度	自治体からの発令	事業所長、課長	係長	一般職 非正規職
警戒レベル 4	避難指示	◎	△	
警戒レベル 5	緊急安全確保	◎	◎	◎
震度 5 弱		◎	△	
震度 5 強		◎	◎	△
震度 6 弱以上		◎	◎	◎

◆徒歩での移動、職員参集時間の想定

夜間・早朝で応援を要する場合（早朝勤務を含む）、災害時勤務体制により事業所に使い職員（徒歩 2 キロ以内）から参集させる。

2キロ以内職員 24名

がけ崩れや建物倒壊等障害物を考慮し時速3kmで想定(通常大人が歩く速度を時速4km)。参集区分は「1時間以内」「3時間以内」「6時間以内」「12時間以内」「12時間以上」の5段階で検討し、職員の参集を想定する。勤務時間外に発災した場合、人的資源が限定される可能性が高いこと、指揮命令者や業務に必要な有資格者、精通する職員等の参集が遅れたり、事業所によっては参集人員に偏りが生じる懸念がある為、事業所間の連携も必要となる。

・桃源の家職員：参集1時間以内 名、3時間以内 名、12時間以内 名

◆自宅待機の要件（自動参集対象者であっても、安全確保を第一とし、決して無理して参集しない。

以下のケースでは自動参集対象外とする。

- ・職員の家族が死亡した場合
- ・職員または家族等が負傷し、治療又は入院の必要があるとき
- ・子の保育、親の介護等により在宅の必要があるとき
- ・家族の安否確認が取れないとき
- ・自宅等が被災した場合で、職員が復旧作業や生活に必要な物資調達等に従事する必要があるとき
- ・その他、必然的かつ合理的な理由がある場合
- ・徒歩2キロ以内以外の者

*非正規職員の参集は一般職の参集基準に準じる。

*実際の職員の参集状況を総務班へ報告する。

(7) 施設内外での避難場所・避難方法

地震などにより居室などの窓ガラスの破損等が生じ、利用者の安全を確保する必要がある場合は、速やかに利用者の移動を行う。

発災が夜間の場合の避難は職員数を考慮し、最小限（とりあえずの安全確保）とする。日中の場合には必要に応じて以下の避難場所に避難する。

震災発生時、施設内外の避難場所となる候補場所を決めておく。

【施設内】

	第1避難場所	第2避難場所
避難場所	各ユニット内食堂談話室 各階のパブリックスペース	地域交流ホール
避難方法	状態に合わせた車いす・ストレッチャーまたは車いすへの移乗困難者は、シーツに包む、布製担架、ベッドごとでの避難とする。	

【施設外】

施設外への避難は、建物の倒壊危険（日貫保育所以外浸水被害は想定しない）がある場合のみとし、法人内の他事業所へ移動するか、公共施設等へ移動するかを判断する。その際は邑南町へ連絡し、適当な避難場所を確保する。避難に際しては公用車の使用のほか、必要に応じて職員の私有車を利用する。

	第1避難場所	第2避難場所
避難場所	施設前正面駐車場 公共施設など（邑南町と協議）	
避難方法	基本的には施設内避難方法と同様だが、2階からは避難用スロープを使用する。 公用車・職員私有車	

(8) 重要業務の継続

「与薬介助」「食事介助」及び「排泄介助」を原則とし、地震による発災直後停電、断水状態が発生し、4日目に復旧することを想定する。

自家発電機の稼働により必要最低限の電力を確保し、利用者の生活機能の維持を図る。
 ○与薬は看護職の指示に基づき通常通り実施する。
 ○食事（水分補給）は非常食（備蓄食）備蓄飲料水で対応し、調理は当面実施しない。3日頃から復旧の範囲内で再開する。食事介助は調理食を含めた多職種で実施する。
 ○排泄は全員オムツ利用とし、職員の出勤率70%以上となった時点で排泄介助を実施する。
 ○入浴は給湯の復旧や職員の出勤率がほぼ通常に戻った時点（発災後4日目）から再開すい、それまでは適宜清拭による。

経過目安	夜間発生	発災後6時間	発災後1日	発災後3日	発災後4日以降
出勤率	3%	30%	50%	70%	90%
ライフライン	停電・断水	停電・断水	停電・断水	断水	復旧
自家発電稼働	→	→	→	停電復旧	断水復旧
業務基準	職員・利用者安全確保	安全と生命維持の確保	食事・排泄中心業務	一部業務中止・減	ほぼ通常業務
与薬	通常	→	→	→	→
食事	非常食	→	→	一部調理再開	調理開始
排泄	→	→	→	排泄介助再開	
入浴	→	→	→		入浴再開

◆停電時電気の復旧が長期化する場合、入居者の食事・排泄業務を優先する。

- ・食事～備蓄品にて対応
- ・排泄～可能な限り、紙おむつにて対応

◆地震災害等で職員の勤務シフトが組めない状況も同様とする。

職員配置：日中は2ユニットで3名体制を確保する。

*他業務は代替方法を実施する。

- ・入浴～清拭
- ・事務～ペーパーにて記載、復旧後PC入力

◆実施しない業務

- ・離床、更衣、移動、入浴、洗濯、シーツ交換、清掃、リハビリ、レクリエーション

(9) 職員の管理

① 休憩・宿泊場所

震災発生後、職員が長期間帰宅できない状況も考えられるため、候補場所を検討し、指定しておく。

休憩場所	宿泊場所
1 階相談室	1 階中央ステーション
1 階応接室（相談室）	1 階ショートの空床室
1 階応接室（事務室内）	2 階家族室
2 階会議室	
2 階家族室	

* 地域交流ホールは利用者・避難住民が使用していない場合は、休憩場所及び宿泊場所として検討する。地域住民が緊急避難場所として施設利用を望まれる場合は地域交流ホールを原則使用する。

勤務シフト

震災発生後、職員が長期間帰宅できず、長時間勤務となる可能性がある。参集した職員の人数によるが、発災後 1 日目、2 日目、3 日目の参集予定人数から発災時の勤務シフトをあらかじめ用意しておく。なるべく職員の体調および負担の軽減に配慮して勤務体制を組むよう災害時の勤務シフト原則を検討しておく。

【災害時の勤務シフト原則】※災害時非常事態勤務体制に準じる

《発災による職員出勤率推移》

発災後 1 日目 50%、2 日目 60%、3 日目 70%、4 日目 90%程度

《勤務シフトの優先順位》

課長⇒係長⇒徒歩 2 キロ圏内の一般職⇒その他一般職⇒非正規職員

入所事業所の徒歩 2 キロ圏内の職員（非正規職を含む）数は以下の通り

桃源の家 21 名（内正規 11 名）

職員最長連続勤務時間》

1 勤務 10 時間（残業 4 時間）を想定する。

◆フロア（各階）単位のシフトに組み替え。または他職種も入居者の食事・排泄を優先するための協力を行う。

【災害時の勤務シフト原則】

《発災による職員出勤率推移》

発災後 1 日目 50%、2 日目 60%、3 日目 70%、4 日目以降 90%程度

《勤務シフトの優先順位》

課長⇒係長⇒徒歩 2 キロ圏内の一般職⇒その他一般職⇒非正規職員

* 入所事業所の徒歩 2 キロ圏内の職員（非正規職含む）数は以下のとおり。（令和 5 年 6 月現在）

桃源の家 24 名（うち正規 10 名）

香梅苑 6 名（うち正規 2 名）

《最長連続勤務時間》

1 勤務 10 時間（残業 4 時間）を想定する。

* 基本的な出勤体制は以下のとおり。具体的な勤務シフト（職員名等）は各事業所 BCP

による。

◎：勤務を示す（自動参集基準も参照）

施設長、副施設長及び課長は発災後 6 時間以内の勤務は徒歩 2 キロ以内を対象とする。

発災後	6 時間	1 日	2 日	3 日
施設長	徒歩圏内◎	◎	◎	◎
副施設長	徒歩圏内◎	◎	◎	◎
課長	徒歩圏内◎	◎	◎	◎
係長		◎	◎	◎
2 キロ以内一般職		◎	◎	◎
その他一般職			◎	◎
非正規職			◎	◎

災害時勤務体制表

発災後	6 時間	1 日	2 日	3 日
施設長				
副施設長				
課長				
係長				
2 キロ以内一般職	名	名	名	名
介護職				
看護職				
調理職				
リハ職				
事務職				
その他一般職	名	名	名	名
介護職				
看護職				
調理職				
リハ職				
事務職				
非正規職	名	名	名	名
介護職				
看護職				
調理職				
事務職				

(10) 復旧対応

① 破損箇所の確認

復旧作業が円滑に進むように安全対策班が施設の破損箇所を確認し、「建物・設備被害点検シート」に記載する。被害箇所は写真を撮り、記録しておく。点検結果は法人事務局へも送付する。

	対象	状況 (いずれかに○)	対応事項/特記事項
建物・設備	躯体被害	重大／軽微／問題なし	
	エレベーター	利用可能／利用不可	
	電気	通電 / 不通	
	水道	利用可能／利用不可	
	電話	通話可能／通話不可	
	インターネット	利用可能／利用不可	
	・・・		
(フロア単位) 建物・設備	ガラス	破損・飛散／破損なし	
	キャビネット	転倒あり／転倒なし	
	天井	落下あり／被害なし	
	床面	破損あり／被害なし	
	壁面	破損あり／被害なし	
	照明	破損・落下あり／被害なし	
	・・・		

4. 他法人・施設との連携

(1) 連携体制の構築

① 連携先との協議

連携先と連携内容を協議中であれば、それら協議内容や今後の計画などを記載する。

協議中 (検討必要)。

応援体制および方法

② 連携協定書の締結

地域との連携に関する協議が整えば、その証として連携協定書を締結し、写しを添付する。

現在特になし。

③ 地域のネットワーク等の構築・参画

施設の倒壊や多数の職員の被災等、単独での事業継続が困難な事態を想定して、施設を取り巻く関係各位と協力関係を日ごろから構築しておく。地域で相互に支援しあうネットワークが構築されている場合はそれらに加入することを検討する。

【連携関係のある施設・法人】

施設・法人名	連絡先	連携内容
邑南社協（西部）	95-0090	職員派遣

【連携関係のある医療機関（協力医療機関等）】

医療機関名	連絡先	連携内容
邑智病院	95-2111	受診等
大隅医院	95-0313	受診等

【連携関係のある社協・行政・自治会等】

名称	連絡先	連携内容
役場福祉課	95-1115	他法人協力要請
消防石見出張所	95-0119	災害復旧時
中野地区横引班	95-0161	避難協力
中野地区森実班	95-0220	避難協力

(2) 連携対応

① 事前準備

連携協定に基づき、被災時に相互に連携し支援しあえるように検討した事項や今後準備すべき事項などを記載する。

- ・ 災害時の連絡先および連絡方法
- ・ 近隣集落との連携
- ・ 他施設からの職員派遣方法（出向く場合も含む）
- ・ 非常食の確保維持（常に最低3日分） など

② 利用者情報の整理

避難先施設でも適切なケアを受けることができるよう、最低限必要な利用者情報を「利用者カード」などに、あらかじめまとめておく。

- ・ 入居者個々の避難方法と、身体状況（情報）の整備と管理。

③ 共同訓練

連携先と共同で行う訓練概要について記載する。

- ・ 近隣地域（集落）との合同防災訓練の実施検討。（森実班・横引班）
* 今後合同訓練実施について検討する。

5.地域との連携

(1) 被災時の職員の派遣

「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」では、都道府県は、一般避難所で災害時要配慮者に対する福祉支援を行う災害派遣福祉チームを組成することが求められており、それらが円滑に実施されるよう都道府県、社会福祉協議会や社会福祉施設等関係団体などの官民協働による「災害福祉支援ネットワーク」を構築するよう示されている。

社会福祉施設等は災害派遣福祉チームにチーム員として職員を登録するとともに、事務局への協力、災害時に災害派遣福祉チームのチーム員の派遣を通じた支援活動等を積極的に行うことが期待されている。地域の災害福祉支援ネットワークの協議内容等について確認し、災害派遣福祉チームのチーム員としての登録を検討する。

(2) 福祉避難所の運営

①福祉避難所の指定

福祉避難所の指定を受けた場合は、自治体との協定書を添付するとともに、受入可能人数、受入場所、受入期間、受入条件など諸条件を整理して記載する。

社会福祉施設の公共性を顧みれば、可能な限り福祉避難所の指定

を受けることが望ましいが、仮に指定を受けない場合でも被災時に外部から要援護者や近隣住民等の受入の要望に沿うことができるよう上記のとおり諸条件を整理しておく。

・地域交流ホールスペースの一部を近隣地域の方への避難所として開放する。

受け入れ人数：30名まで

受け入れ可能期間：3日以内

②福祉避難所開設の事前準備

福祉避難所として運営できるように事前に必要な物資の確保や施設整備などを進める。

また、受入にあたっては支援人材の確保が重要であり、自施設の職員だけでなく、専門人材の支援が受けられるよう社会福祉協議会などの関係団体や支援団体等と支援体制について協議し、ボランティアの受入方針等について検討しておく。

・上記同様。

<参照>福祉避難所の確保・運営ガイドライン 内閣府（防災担当）

以上

更新日	更新内容	更新日	更新内容
R4.1.7 策定			
R4.4.1 改定	対応体制、備蓄等		
R5.6.23 改定			